

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領

(目的)

第1条 本要領は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）において行う浄化槽登録制度の浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業等の対象となる浄化槽の登録（以下「登録」という。）を行う制度をいう。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領に基づく登録の対象となる浄化槽は、浄化槽法第13条の規定による型式の認定（以下「型式認定」という。）を受けた浄化槽であって、処理対象人員が50人以下であるものとする。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書に別表に定める登録申請手数料を添えて、全浄協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 一 氏名（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）及び住所
 - 二 当該申請に係る浄化槽の製造を行う工場の所在地及び名称
 - 三 当該申請に係る浄化槽の名称
 - 四 当該申請に係る浄化槽の型式認定番号及び型式認定年月日
- 2 会長は、第10条第1項又は第2項（第3号又は第4号に該当するときを除く。）の規定により登録の取り消しを行った者、その他、単独処理浄化槽の新設廃止のための活動を阻害したと認める者に対しては、前項の受付は行わないものとする。
- 3 会長は、第10条第1項又は第2項（第3号又は第4号に該当するときを除く。）の規定により登録の取り消しを行った者から相手先商標製品の供給を受けている者については、第1項の受付は行わないものとする。
- 4 第1項の申請書には、会長が別に定める図書を添付しなければならない。
- 5 第1項に規定する登録申請手数料は、これを納付した後においては返還しない。

(登録の審査)

第4条 登録は、全浄協の技術委員会に設置された浄化槽登録審査専門委員会（以下「委員会」という。）の審査により、厚生省の定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（以下「指針」という。）に適合すると判定された浄化槽について行う。

(登録の実施等)

第5条 委員会は、申請に係る浄化槽が指針に適合していると判定するときは、その旨、技術委員長を通じ会長に報告するものとする。

- 2 会長は、前項の報告を受けたときには、遅滞なく登録番号及び登録年月日、第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事項並びに登録の経過を、全浄協に備える国庫補助指針適合浄化槽登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。
- 3 会長は、前項の登録を行った場合は、全浄協の理事会に報告するとともに、全浄協会員及び環境大臣に通知しなければならない。

（登録証の交付等）

第6条 会長は、前条第2項の規定により浄化槽の登録をしたときは、申請者に次の事項を記載した様式第2号による登録証を交付しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- 2 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録年月日から起算して30日以内に別表に定める登録手数料を全浄協に納付しなければならない。
 - 3 前項に規定する登録手数料は、これを納付した後においては返還しない。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。ただし、登録を更新する場合にあって、委員会の審査により、第14条の規定による実地審査の結果、維持管理作業性及び品質管理状況が特に優れていると判定された浄化槽の登録の有効期間は、登録更新の日から起算して5年とする。

（図書記載事項変更申請書の提出）

第8条 登録者は、第3条第4項に規定する図書の記載事項を変更する場合には、様式第3号による記載事項変更申請書及び変更内容が確認できる書類を会長に提出しなければならない。型式認定事項に変更が無い場合はこの限りではない。

- 2 前項に規定する記載事項変更申請書の内容について、指針への適合状況を委員会に諮ることとする。
- 3 第1項に規定する記載事項変更申請書の提出前に、申請者の要請により、委員会に対して、変更内容の概要説明を行うことができる。

（登録事項変更の届出）

第9条 登録者は、第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に変更があった場合は、変更の日から30日以内に、様式第4号による登録事項変更届出書及び登録証に別表に定める登録変更手数料を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する登録変更手数料は、これを納付した後においては返還しない。
- 3 会長は、第1項の届出があった場合は、遅滞なく登録簿に登録された内容を変更するとともに、新たな登録証を交付しなければならない。
- 4 前項に規定する登録証の備考欄に記載する変更年月日は、全浄協事務局の受付日とする。

（登録の取り消し）

第10条 会長は、登録者又は当該登録が次の各号の一に該当すると認めるときは、委員会の意見を聴いたうえ当該登録を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により当該登録を受けたとき
 - 二 当該登録者が第16条の規定による指示に従わないとき
 - 三 前各号のほか、当該登録が不相当であるとき
- 2 会長は、登録者又は当該登録が次の各号の一に該当すると認められるときは、必要に応じ理事会又は技術委員会の意見を聴いたうえ当該登録を取り消すことができる。
- 一 単独処理浄化槽を製造し、又は増産しようとするとき
 - 二 全浄協総会の決議に基づく指示に従わないとき
 - 三 破産宣告を受けたとき
- 3 会長は、前2項の規定により登録の取り消しを行ったときは、遅滞なく、当該浄化槽の登録を抹消するとともに、様式第5号により当該登録者にその旨を通知するものとする。
- 4 第5条第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による登録の取り消しについて準用する。
- 5 登録者は、登録の有効期間の経過を待たず登録を取り下げの場合には、様式第6号による浄化槽登録取り下げ届出書を会長に提出しなければならない。

(登録証の返還)

- 第11条 前条に規定する登録の取り消し、又は、有効期間の経過により効力を失ったときは、当該登録者は、直ちに、会長に登録証を返還しなければならない。
- 2 登録者は、登録証を紛失した場合には、様式第7号による浄化槽登録証紛失届を会長に提出しなければならない。ただし、紛失した登録証が出てきたときは、直ちに返還するものとする。

(登録浄化槽の販売)

第12条 登録者は、登録を受けた浄化槽（以下「登録浄化槽」という。）を販売する場合には、当該登録浄化槽に係る登録証の写し並びに会長が別に定める様式による登録浄化槽管理票を添付するものとする。

(機能の保証)

- 第13条 登録者は、当該登録浄化槽について、期間を定めてその機能を保証しなければならない。
- 2 前項の期間は、会長が別に定めるところによるものとする。

(登録浄化槽の実地審査)

第14条 会長は、登録浄化槽について、別に定めるところにより実地審査を行うものとする。

(登録の更新)

第15条 登録者は、登録を更新しようとするときは、登録有効期限の経過する6月前か

ら3月前までに第3条第1項各号に掲げる事項を記載した様式第8号による申請書を、別表に定める登録更新申請手数料を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定は、前項の申請について準用する。
- 3 会長は、前条の規定による実地審査の結果、委員会において当該登録浄化槽が指針に適合していると判定された場合には、登録更新を行うものとする。ただし、登録者が本要領に定める義務に違反し、又は会長からの指示に従わない場合には、登録の更新を行わないことができる。なお、第7条に規定する有効期間5年が2回続いた浄化槽は実地審査を免除する。また、登録者が本要領に定める義務に違反し、又は会長からの指示に従わない場合には、登録の更新を行わないことができる。
- 4 登録更新を行った浄化槽については、設置される浄化槽が、当該浄化槽に係る登録有効期間内に製造された製品であることが確認できる浄化槽に限っては、登録有効期間の満了の日の属する年度の翌年度末までに市町村において交付申請書の受付（公共浄化槽等整備推進事業にあっては、契約の締結）がなされたものについては浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の対象となる登録浄化槽として取り扱う。

（指 示）

第16条 会長は、第14条の規定による実地審査の結果当該登録浄化槽が指針に適合しないと認められる場合その他必要があると認める場合は、委員会の意見を聴いたうえ、当該浄化槽に係る登録者に対し、必要な指示を行うことができる。

- 2 前項の指示を受けた登録者は、当該指示に基づく措置の状況等について、会長に報告しなければならない。

（実施規定）

第17条 この要領に定めるもののほか登録に関し必要な事項は、会長が定める。

（附 則）

この要領は、平成4年12月1日から施行する。

（附 則）

この要領は、平成7年3月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成7年8月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成12年6月1日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成14年11月27日から適用する。

（附 則）

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成20年11月27日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和3年8月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和5年3月7日から適用する。

別 表

一	第3条第1項により申請者が納付する登録申請手数料	従 来 型	700,000円	
		高度処理型	800,000円	
二	第6条第2項により登録者（登録の更新により登録証の交付を受けた者を含む。）が納付する登録手数料	従 来 型	1,410,000円	登録更新(2回目以降) 登録有効期間 3年：1,410,000円 5年： 700,000円
		高度処理型	1,530,000円	登録更新(2回目以降) 登録有効期間 3年：1,530,000円 5年： 700,000円
三	第9条第1項により変更の届出を行う者が納付する登録変更手数料	5,000円		
四	第15条第1項により登録を更新しようとする登録者が納付する登録更新申請手数料	従 来 型	400,000円	
		高度処理型	400,000円	
五	登録済みのものを高度処理型として再登録しようとする登録者が納付する申請手数料	100,000円		
六	高度処理型の再登録証の交付を受けた者が納付する登録手数料	300,000円		

注1) 従来型とは、放流水BODが20mg/ℓ以下の性能を有する型式

高度処理型とは、放流水のBOD及びT-Nが20mg/ℓ以下の性能を有する型式

注2) 本表の金額は税別とする。

様式第1号の1（第3条関係）

浄化槽登録申請書

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第3条第1項の規定により、下記の浄化槽について登録を受けたいので、登録申請手数料及び関係図書を添えて申請します。

記

工場の所在地及び名称	
浄化槽の名称	
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日	
備 考	

(日本工業規格 A4)

様式第1号の2（第3条関係）

高度処理型浄化槽登録申請書

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名
印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第3条第1項の規定により、下記の浄化槽について高度処理型浄化槽として登録を受けたいので、登録申請手数料及び関係図書を添えて申請します。

記

工場の所在地及び名称	
浄化槽の名称	
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日	
処理機能	N除去 P除去 N・P除去 高度BOD除去
備 考	

(日本工業規格 A4)

様式第1号の3（第3条関係）

高度処理型浄化槽再登録申請書

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名
印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第3条第1項の規定により、下記の浄化槽について高度処理型浄化槽として登録を受けたいので、登録申請手数料及び関係図書を添えて申請します。

記

工場の所在地及び名称	
浄化槽の名称	
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日	
処理機能	N除去 P除去 N・P除去 高度BOD除去
備 考	

(日本工業規格 A4)

様式第2号（第6条関係）

登 録 証

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

印

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第6条第1項の規定により、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する。

なお、登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

登録番号		登録年月日	年 月 日
工場の所在地及び名称			
浄化槽の名称			
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日			
備 考			

(日本工業規格 A4)

※ 登録を更新する場合にあつて、維持管理作業性及び品質管理状況が特に優れていると判定された浄化槽の登録の有効期間は、登録更新の日から起算して5年とする。

※ 登録番号は7桁(xxxyy00)からなる
xxxは通し番号でこれまでの登録した数
yyは変更届(要領第9条の変更)の回数
00は新規登録、01が更新した回数

例) 登録番号 3010000 の場合

3 0 1 0 0 0 0
↓ ↓ ↓
通し番号 変更0回 更新0回(新規)
更新すると「01」
(1回更新)になる

様式第3号（第8条関係）

登録申請書添付図書の記載事項変更申請書

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

登録申請書の添付図書の記載事項を変更したので、浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第8条第1項の規定により、添付資料を添えて申請します。

備 考

<添付資料>

- (1) 申請浄化槽の概要（名称、登録番号、登録年月日）
 - (2) 変更内容
 - (3) 変更理由
 - (4) 新旧対照表
 - (5) 型式認定について（認定記載事項に変更の無い場合は不要）
 - ・ 型式認定の取り直しが必要な場合：取り直し後の型式認定書の写し
 - ・ 型式認定の取り直しが必要でない場合：
浄化槽の型式の認定に関する省令第1条第4項に基づく報告書
 - (6) その他必要と思われる資料
- ※ 支柱レスに係る変更の場合には、以下の資料を追加してください。
- ・ 評定書及び評定報告書
 - ・ 念書

<申請結果の通知>

変更申請の結果は、委員会終了後に申請者あてに通知書を送付します。

（日本工業規格 A4）

様式第4号（第9条関係）

浄化槽登録事項変更届出書

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記の浄化槽の登録事項について変更が生じたので、浄化槽整備事業に係る
浄化槽登録要領第9条第1項の規定により、登録証及び登録変更手数料を添えて届け
出ます。

記

	変更前	変更後
氏名（法人にあつては 名称及び代表者の氏名）		
住所		
工場の所在地及び名称		
浄化槽の名称		
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日		
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

（日本工業規格 A4）

様式第5号（第10条関係）

浄化槽登録取消し通知書

年 月 日

殿

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

印

下記の浄化槽について、浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第10条第3項の規定に基づき登録の取消しを行ったので通知する。

記

登録番号		登録年月日	年 月 日
工場の所在地及び名称			
浄化槽の名称			
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日			
備 考			

(日本工業規格 A4)

様式第6号（第10条関係）

浄化槽登録取下げ届出書

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第10条第5項に規定されている下記の浄化槽について、登録を取り下げたいので届け出ます。

記

登録番号	
浄化槽の名称	
登録有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
取下げ理由	
備 考	

(日本工業規格 A4)

様式第7号（第11条関係）

浄化槽登録証紛失届

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第11条第2項の規定により、登録された下記浄化槽について登録証を紛失したので届け出ます。

記

登録番号	
有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
浄化槽の名称	
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日	
紛失理由	
備 考	

(日本工業規格 A4)

様式第8号の1（第15条関係）

浄化槽登録更新申請書

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第15条第1項の規定により、下記の浄化槽について登録を更新したいので、登録更新申請手数料及び関係図書を添えて申請します。

記

工場の所在地及び名称	
浄化槽の名称	
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日	
登録年月日	
登録の有効期間	
備 考	

(日本工業規格 A4)

様式第8号の2（第15条関係）

高度処理型浄化槽登録更新申請書

年 月 日

全国浄化槽推進市町村協議会
会 長

殿

登録者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第15条第1項の規定により、下記の浄化槽について高度処理型浄化槽として登録を更新したいので、登録更新申請手数料及び関係図書を添えて申請します。

記

工場の所在地及び名称	
浄化槽の名称	
浄化槽の型式認定番号 及び型式認定年月日	
登録年月日	
登録の有効期間	
処理機能	N除去 P除去 N・P除去 高度BOD除去
備 考	

(日本工業規格 A4)